

熊本城公園
催事使用の手引き

令和7年4月

熊本市 文化市民局
熊本城総合事務所 総務管理課

目次

- 1 はじめに
- 2 手続きの流れ
- 3 許可の基準
- 4 使用条件
- 5 会場概要（供用可能日・時間、供用可能区域、使用料金）
- 6 事前相談
- 7 仮申請
- 8 審査
- 9 本申請
- 10 公園内行為許可申請
- 11 当日
- 12 終了後
- 13 必要書類一覧
- 14 その他必要な手続き
- 15 法令関係資料

1 はじめに

熊本城のもつ価値や歴史をより多くの方に伝え、その魅力をさらに高めていくために、民間による催事の会場として使用いただくための制度を開始しました。

この手引きでは、本制度で必要な手続きや書類について示しています。催事を開催する上で満たすべき基準や条件についても解説していますので、各要綱とあわせてご覧ください。

催事の開催に係る使用料は熊本城の維持管理等に充て、熊本城の文化財の適切な保存を図ることとしています。

※「催事」とは：熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し

2 手続きの流れ

手続きのおおまかな流れは下記のとおりです。各手続きの具体的な内容は、「6 事前相談」以降で記載します。

(1) 事前相談（使用日の12か月前の月の初日から）

○催事の概要が分かる資料を持参の上、熊本城総合事務所 総務管理課（以下、事務所。）に相談。まずはお電話、メール等で相談希望日時についてご連絡ください。

※事務所 TEL：096-352-5900 FAX：096-356-5655

MAIL: kumamotojousoumukanri@city.kumamoto.lg.jp

(2) 仮申請（使用日の4か月前まで）

○仮申請書類の提出

- ・仮申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・収支計画書

※追加資料及び関係機関（消防署や保健所等）との協議、文化財課への現状変更申請等が必要となる場合があります。

(3) 審査

○熊本城催事審査会議の審査を行い、仮申請の承認の可否を決定

※可否については書面で通知します。

※承認を受けた仮申請を取り消そうとするときは、速やかに催事開催仮申請取消届（様式第3号）を提出してください。

(4) 本申請 (①使用日の2か月前まで ②使用日の2週間前まで)

○本申請書類の提出

① 本申請書 (様式第4号)

事業計画書

き損防止計画書

開催責任者一覧

② スタッフ配置・警備配置・案内サイン配置等の計画図、

運営マニュアル・スケジュール

搬入搬出時の車両動線、車両駐車位置図、

参加者及び関係者動線図、

消防署・保健所等に提出した各種届の写し

緊急時の連絡体制図

(5) 公園内行為許可申請 (使用日の2か月前まで)

○公園内行為許可申請書の提出

○申請を許可した後、事務局が公園内行為許可書を交付

※催事の参加者募集や開催告知は、許可を受けた後で行ってください。

(6) 当日

○開園前又は閉園時間後に準備を開始

○申請内容に基づき催事の開催

※必ず公園内行為許可書を携帯してください。

(7) 終了後

○催事終了後は、当日中に後片付けと原状回復を実施

○後日、事業実施報告書及び収支報告書を提出

使用料の納付について (5 会場概要)

総務管理課から送付される納付書を用いて支払いをお願いします。

※支払い期限は、許可を受けた月の翌月の末日までとなります。

3 許可の基準

催事を開催するためには、熊本城における催事開催に係る許可基準要綱(以下、許可基準要綱。)に定める基準をすべて満たす必要があります。

(許可基準)

第2条 開催を許可する催事は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- (2) 参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること。
- (3) 熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること。
- (4) 熊本城の価値や魅力を向上させるものであること
- (5) 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。
- (6) 開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと。
- (7) 熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと。

<解説>

★特別史跡熊本城跡（文化財としての熊本城）

熊本城公園の大部分は、特別史跡熊本城跡として、文化財保護法による保存の対象となっています。地面に杭を打つなど、文化財をき損するおそれのある行為は禁止されています。

★熊本城の「本質的価値」

平成30年3月に策定した特別史跡熊本城跡保存活用計画のP.52～P.55に詳細に記載している内容です。具体的には、石垣、重要文化財建造物、地下に埋蔵された遺構・遺物など、加藤清正の築城から西南戦争までの熊本城の形状を留めるものと判断しており、簡潔に表現すれば、宇土櫓を始めとした重要文化財建造物群や、往時の姿をとどめる強固で美しい石垣など、国内屈指の歴史的価値の高い城郭の魅力を伝えることが、熊本城の「本質的価値」を伝えることとしています。

★熊本城の「価値」

本質的価値に対し、ここでの「価値」はより広い意味での価値を指します。

熊本城は熊本のシンボルであり、熊本を代表する観光地です。市民や県民に愛され親しまれる熊本城の価値や魅力を守り、さらに高めるような催事であることが条件となります。また、築城以来400年の歴史や復旧の取組みを伝え、より多くの方々に熊本城への興味・関心を持っていただき、来城者の増加につながるような内容である必要があります。

★熊本城で行うことで「価値が高められる催事」とは

一般の広場・公園ではなく、熊本城で開催する必要性や有効性が認められる催事のことです。催事自体の性質や目的などから示してください。

(遵守すべき事項)

第3条 許可に当たっては、以下の各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市公園行為許可基準要綱及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- (3) 別に定める「熊本城公園催事使用条件」を遵守すること。

<解説>

★特別史跡熊本城跡保存活用計画

特別史跡熊本城跡（文化財としての熊本城）の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存・活用するための基本方針を定めたものです。熊本市のHPで閲覧できますので、申請前にご覧ください。 [<特別史跡熊本城跡保存活用計画について>](#)

4 使用条件

「熊本城公園催事使用条件」では、熊本城公園内で催事を開催するための使用条件を具体的に示しています。催事開催前には必ず内容を確認し、スタッフ全員に周知徹底をお願いします。

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する許可基準及び第3条に規定する遵守すべき事項に加え、熊本城公園における催事開催において、使用条件を次のとおり定める。

1 全エリア共通事項

全エリア共通の使用条件は次のとおりとする。

〈略〉

2 有料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

〈略〉

3 無料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第5号に掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

〈略〉

<解説>

★全エリア共通事項

全エリアに共通した基本条件、個別遵守事項（手続き上の遵守事項）及び禁止事項を示しています。

★有料エリアの使用に関する事項

有料エリア（天守閣内、天守閣前広場、平左衛門丸、特別見学通路）の基本条件、個別遵守事項及び禁止事項を示しています。

★無料エリアの使用に関する事項

無料エリア（二の丸芝生広場）の基本条件、個別遵守事項及び禁止事項を示しています。

5 会場概要

ここでは、「供用可能日・時間」、「供用可能区域」、「使用料金」についてご説明します。

【供用可能日・時間】

区域	供用日	供用時間	連続使用期間の限度
天守閣内	熊本市都市公園条例施行規則に定める熊本城公園の供用日のうち熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	6:00～8:30 及び	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業を除き、連続して使用できる期間は3日（準備・撤収が必要な場合にあつては5日）までとする
天守閣前広場		17:30～21:00	
平左衛門丸			
特別見学通路			
二の丸芝生広場	熊本市又は熊本県が主催又は共催する事業による使用期間を除く日	8:00～21:00	

<解説>

★供用日

事前相談時に仮押さえをします。原則として先着順です。

市・県の行事等の開催時期によってはご希望に添えない可能性があります。

★供用時間

準備の時間を含みます。

※6:00~8:30に有料区域を使用される場合は、9:00からの開園に支障がでないように注意してください。

※夜間使用の場合の撤収及び原状復旧については、開催日の24時までに終了してください。

【供用可能区域】

開催を許可する各区域の場所について、許可基準要綱別図に範囲を示していますが、復旧事業の状況等により使用できる範囲が変わる可能性がありますので、ご使用前には必ず現地の確認をお願いします。

(開催を許可する区域)

第4条 熊本城公園のうち、催事の開催を許可する区域は次の各号に掲げる場所であつて、別図1から別図6までに示す範囲とする。ただし、熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 天守閣内
- (2) 天守閣前広場
- (3) 平左衛門丸
- (4) 特別見学通路
- (5) 二の丸芝生広場

<解説>

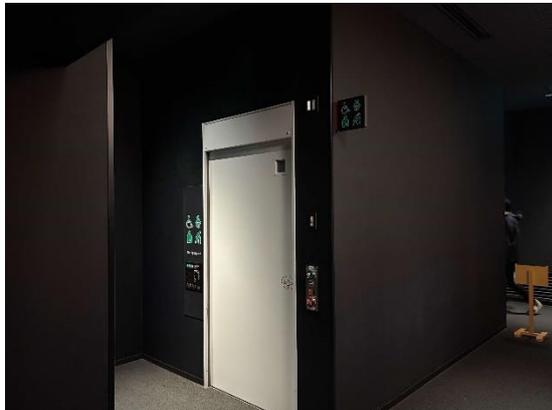
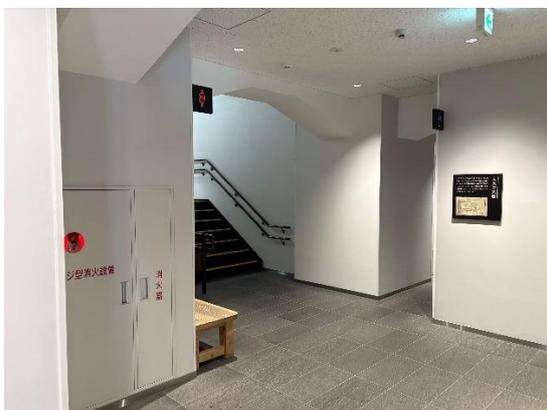
★天守閣内

別図の使用可能範囲は大天守最上階及び小天守最上階となっていますが、レセプション等の会場として使用を許可するのは大天守最上階のみとし、小天守最上階において物品の設置や飲食等はできません(見学・観覧のみ)。なお、天守閣内の展示フロアを観覧いただく場合は、各フロアに誘導・保安管理のためのスタッフを配置していただきます。

トイレは地階(男女トイレ)・1階(多目的トイレ)のみとなりますのでご注意ください。

<地階男女トイレ>

<1階多目的トイレ>



★天守閣前広場

使用できる範囲は、原則としてフェンスで区切られた立入可能区域のみとします。ただし、安全上問題がなく、かつ復旧工事や入園管理の妨げとならない場合に限り、フェンス外に資材等を仮置きできる場合があります。

トイレは数寄屋丸トイレ（男女・多目的）または月見櫓トイレ（男女）が使用可能です。清掃や保安管理のため、使用するトイレの箇所を事前に申告していただきます。

<数寄屋丸トイレ>



<月見櫓トイレ>



★二の丸芝生広場

使用可能範囲内には木々が点在しています。催事を企画する際は必ず現地をご確認ください。また、催事のために広場全体を使用することはできず、全体面積の半分を上限とします。使用する面積は、使用する最も外側の部分を結んだ範囲で算定します。

※合計占有面積が広場全体の半分となる複数のテントを広場全体にバラバラに配置することは不可。

<その他>

- ・各区域で使用可能な電源及び防火設備の位置については、配置図を用意しています。
- ・申請用の各区域の平面図が必要な場合は、データを提供します。

【使用料】

使用料は、熊本市都市公園条例第10条関係の別表第3（2）で定められています。

（使用料）

第12条 使用者は、熊本市都市公園条例第10条の規定により使用料を支払わなければならない。

2 使用料の減免に関する基準は、別に定める。

3 使用料の徴収については、熊本市都市公園条例第19条の定めるところによる。使用料の徴収については、熊本市都市公園条例第19条の定めるところによる。

4 使用料の還付については、熊本市都市公園条例使用料の還付については、熊本市都市公園条例第20第20条及び熊本市都市公園既納使用料還付基条及び熊本市都市公園既納使用料還付基準の定めるところによる。準の定めるところによる。

<解説>

★使用料

使用料には、実施時の誘導、安全管理及び警備等の費用は含まれておりません。熊本城の管理運営事業者と調整のうえ、必要に応じて使用者がご負担ください。また、すべての区域の使用料は使用範囲の大小に関わらず一律です。

準備又は撤収のためにのみ使用する場合は、当該区域に係る使用料は「5割」となります。

使用例①：天守閣前広場を本会場として、平左衛門丸を設営用車両の駐車場として1回使用
⇒天守閣前広場 100万円 + 平左衛門丸 50万円 = 150万円

使用例②：二の丸芝生広場を3日間使用し、準備日を1日、撤収日を1日、計5日間使用
⇒200万円×3日間 + 準備日 100万円 + 撤収日 100万円 = 800万円

★使用料の減免

「熊本市」、「熊本県」及び「熊本市又は熊本県と共催する団体」が実施する催事は、使用料全額が免除されます。

※使用料が減額される催事はありません。

★使用料の徴収

熊本市都市公園条例第19条の規定により、使用料の納付は許可を受けた日の属する月の翌月の末日までとなります。

（例：10月23日に許可を受けた場合、11月30日まで）

※許可とは、「公園内行為許可」を指します。詳細は「10 公園内行為許可申請」をご確認ください。

★「有料エリア」の使用料

- ・ 天守閣前広場： 100万円
- ・ 平左衛門丸： 50万円
- ・ 天守閣内： 30万円
- ・ 特別見学通路： 20万円

※早朝（6：00～8：30）と夜間（17：30～21：00）1回につき使用料が掛かります。

（例：天守閣前広場を夜間に使用⇒100万円、早朝と夜間どちらも使用⇒200万円）

★「無料エリア」の使用料

二の丸芝生広場：200万円

※複数日に渡る催事を行う場合は、一日につき使用料が掛かります。

6 事前相談

事前相談は、使用日（2日以上連続で使用するときは、その初日）の属する月の12か月前の月の初日から事務所に受け付けます。また、相談後に行う仮申請の提出期限が4か月となっていますので、受付終了日も4か月前となります。

事前相談の際には催事を使用する場所、日時、企画内容、目的、参加対象、参加人数、設置物、運営体制等が分かる資料が書面にて必要です。特に火気の使用、杭の打設、無人航空機（ドローン）の使用等が見込まれる場合は必ずこの時点で協議を行ってください。

〈例〉2026年12月13日が使用日の場合

- ・ 受付開始日：2025年12月1日
- ・ 受付終了日：2026年8月13日

※熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこの限りではありません。

★現状変更等の許可について

催事の開催にあたり、文化財保護法に定める現状変更等が必要となる場合は、事前相談後に熊本市文化財課（096-328-2740）にご連絡ください。

★看板等の設置について

催事の開催にあたり、案内・誘導等のための看板等を設置する予定がある場合は、事前相談後に熊本市都市デザイン課（096-328-2508）との協議が必要になります。

- ・ [屋外広告物条例第10条第8項に基づく事前協議について（都市デザイン課）](#)

また、催事として使用する区域以外に看板等を設置する場合は、別途、公園占用許可申請が必要となり、占用料が発生します。

7 仮申請手続き

申請のあった催事について、許可の基準や使用条件に沿うものか本市で審査を行い、開催の可否を判断します。

以下の書類を使用日の4か月前までに提出してください。

- ・ 仮申請書（様式第1号）

審査を受ける催事の概要を記載してください。

- ・ 誓約書（様式第2号）

本書類に誓約いただかなければ催事は開催できません。

- ・ 収支計画書

任意の様式で構いません。

※追加資料及びその他関係機関との協議が必要になることがあります。

また、審査前に様式及び事前相談時の提出資料等について確認を行い、内容について事前ヒアリングを実施する場合があります。

8 審査

事前相談及び仮申請の内容をもとに熊本城催事審査会議で審査を行い、承認の可否を決定します。審査結果については書面で通知します。

※必要に応じて、使用者（申請者）に出席いただき、説明又は意見を聴取することがあります。

※承認を得た内容を変更する場合は、再度仮申請書（様式第1）を提出してください。大幅な変更となりますと再度審査が必要となりますのでご注意ください。

※申請自体を取り消す場合は、仮申請取消届（様式第3）を提出してください。

9 本申請手続き

承認を受けた後には、本申請が必要となります。書類によって提出期限が異なりますのでご注意ください。

<使用日の2か月前まで>

- ・ 本申請書（様式第4号）

催事の概要を記載してください。審査で受けた指摘等があれば反映してください。

- ・ 事業計画書

設営物配置（平面・立面）、音響・照明配置、安全対策等の内容が分かるものを提出してください。

- ・ き損防止計画書

施設や文化財（地面を含む）をき損しないための養生等の対策をお示してください。

- ・ 開催責任者一覧

使用者の代表責任者、現場運営事業者、設営事業者、警備事業者等の責任者名及び連絡先をまとめたものを提出ください。

<使用日の2週間前まで>

- ・ スタッフ・警備・案内サイン配置等の計画図

誘導、安全管理、警備等については、スタッフを配置してください。配置にあたっては、事務所及び熊本城の管理運営事業者と調整したうえで実施してください。

- ・ 運営マニュアル・スケジュール

スケジュールについては、撤収時間に余裕をもった設定をお願いします。

- ・ 搬入搬出時の車両動線、車両駐車位置図

原則、前日までに申請のない車両の進入及び駐車は認めません。

- ・ 参加者及び関係者動線図

原則、前日までに申請のない参加者及び関係者の参加は認めません。

- ・ 消防署・保健所等に提出した各種届の写し

必要に応じて消防署、保健所、警察等に連絡および申請をお願いします。

- ・ 緊急時の連絡体制図

催事中に事故およびき損があった場合には、適切な対応を行うとともに、直ちに事務所までご連絡ください。

10 公園内行為許可申請

本申請にあわせ、公園内行為許可申請を行ってください。各様式は熊本城公式 HP からダウンロード可能です。使用日の2か月前までにご申請ください。

※申請後は使用料の納付をお願いします。詳細は、「5 会場概要」内の【使用料】を確認してください。

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) バーベキュー等を行うため火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

<解説>

★公園内行為許可申請書

熊本市都市公園条例第2条第1項各号に掲げられた行為を行う際に必要な申請書です。熊本城における催事は3号又は4号に該当するため申請が必要となります。許可後に公園内行為許可書を交付しますので、当日は許可書を必ず携帯してください。

※熊本城のHPにて申請書をダウンロードすることができます。

[熊本城公式HP<使用許可等の申請>](#)

11 当日

準備作業前には、必ずスタッフ全員に使用条件等の内容について周知徹底をお願いいたします。事故が起こらないように安全管理に努めるとともに、建造物や遺構等をき損しないように細心の注意を払ってください。

催事当日の注意事項について、以下でエリア別に記載します。

<有料エリア>

有料エリアでは不特定多数が参加する催事は開催できません。ゲストをはじめ運営スタッフ等の入園者全員についてのリストが前日までに必要です。また、準備や撤去に係る車両についてのリストも前日までに提出してください。

準備は原則として熊本城の開園時間外に行ってください。また、天守閣内のパーテーションなどの入園管理用の設置物を移動した場合、使用后必ず元の位置に戻してください。

<無料エリア>

催事等のために使用できる面積は広場全体の半分が上限です。それ以外の部分、園路及び隣接する駐輪場・駐車場の使用はできません。また、多数の参加者が見込まれる場合、公共交通機関の利用を呼びかけることをはじめ、周辺道路の渋滞防止対策等を行ってください。広場の芝生や樹木を傷つけず、公園利用者や周辺施設の迷惑とならないような使用の心がけをお願いします。

12 終了後

催事終了後は撤収及び原状回復を行い、当日の24時まで（早朝使用の場合は8時45分まで）に完了させてください。市から貸与されたものがある場合は速やかに返却してください。

（使用者の賠償責任）

第14条 使用者は、土地又は建造物等をき損した場合、き損（滅失）届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 使用者は、自らの故意又は過失により、土地又は建造物等に修復が必要な損害を与えた場合、当該き損箇所の修復にかかる費用を賠償するものとする。

3 土地又は建造物等をき損した使用者は、当該修復にかかる期間に別の者が予定していた使用に対する損害に対し、その責を負わなければならない。

4 催事に係る事故により生じた損害の補償は、使用者が全て行うものとする。ただし、当該損害のうち、本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市がこれを負担するものとする。

5 使用者は、必要に応じて損害賠償保険、傷害保険等に参加するものとする。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに土地及び建造物等を原状に回復するものとする。第13条の規定により行為許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

（秘密の保持）

第16条 使用者は、熊本城公園の使用にあたり業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとする。使用が終了した後も同様とする。

<解説>

★き損時の対応

使用後にき損があった場合は直ちに事務所に報告するとともに、き損（滅失）届（様式第7号）を提出してください。

開催後は事業実施報告書及び収支報告書を速やかに提出してください。

13 必要書類一覧

熊本城公園内で催事を行う場合に、必要な書類は下記のとおりです。

チェック	NO.	書類名	様式	備考
事前相談				
<input type="checkbox"/>	1	催事企画書	任意	使用する場所、日時、企画内容、目的、参加対象、参加人数、設置物、運営体制等が分かる資料を書面にて提出してください。
仮申請				
<input type="checkbox"/>	1	催事開催（変更）仮申請書	第1号	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条に基づく申請書。
<input type="checkbox"/>	2	誓約書	第2号	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条に基づく誓約書
<input type="checkbox"/>	3	収支計画書	任意	収支の見込みをお示しください。
<input type="checkbox"/>	(4)	催事開催仮申請取消届	第3号	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第9条に基づく申請取消届
本申請				
<input type="checkbox"/>	1	催事開催（変更）申請書	第4号	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条に基づく申請書
<input type="checkbox"/>	2	事業計画書	任意	設営物配置（平面・立面）、音響・照明配置、安全対策等の内容が分かる資料
<input type="checkbox"/>	3	き損防止計画書	任意	熊本城の土地又は建造物等をき損しないための計画
<input type="checkbox"/>	4	開催責任者一覧	任意	催事における責任者の一覧。氏名と電話番号などを含む。
<input type="checkbox"/>	5	各種配置図	任意	スタッフ配置、警備配置、案内サイン配置等の内容が分かる資料
<input type="checkbox"/>	6	運営マニュアル・スケジュール	任意	運営体制や準備から撤収までのスケジュールをお示しください。
<input type="checkbox"/>	7	搬入搬出時の車両動線、車両駐車位置図	任意	準備から撤収までの車両動線及び駐車位置図
<input type="checkbox"/>	8	参加者及び関係者動線図	任意	参加者及び関係者の動線図
<input type="checkbox"/>	9	消防署、保健所等に提出した各種届の写し	任意	催事内容に応じて関係機関に届け出を行い、その写しを事務所に提出してください。
<input type="checkbox"/>	10	緊急時の連絡体制図	任意	緊急連絡先の一覧
<input type="checkbox"/>	(11)	催事開催申請取消届	第5号	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第10条に基づく申請取消届
<input type="checkbox"/>	12	事業実施報告書	第6号	参加者数やアンケート結果が分かる資料
<input type="checkbox"/>	13	収支報告書	任意	実際の収支を報告してください。
公園内行為許可				
<input type="checkbox"/>	1	公園内行為許可申請書	—	熊本市都市公園条例第2条に基づく許可申請書
その他				
<input type="checkbox"/>	1	き損（滅失）届	第7号	熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱第14条に基づくき損（滅失）届

※催事の内容によって、別途必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※申請書等の様式は熊本市ホームページからダウンロード可能です。

※申請は直接事務所へ持ち込むか、ファックスかメールで申請ください。

14 その他必要な手続き

催事開催に伴って飲食物を提供する場合や多数の参加者が見込まれる場合、火災と紛らわしい煙を発生する演出等を行う場合等は、関係機関との協議を行ってください。必要に応じて手続きを行い、使用日の2週間前までに提出した各種届の写しを提出してください。

また、万が一に備え、催事開催前には損害賠償保険や傷害保険等への加入をお願いします。

15 法令関係資料

関係法令等を抜粋して記載します。

○都市公園法（抜粋）

（都市公園の占用の許可）

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

（一から五 略）

六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆たい積すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 第八条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

○熊本市都市公園条例（抜粋）

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) バーベキュー等を行うため火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第2条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又は公益上若しくは都市公園の管理上必要があると市長が認める行為については、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること（規則で定める場合を除く。）。
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ（自転車にあっては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。

- (8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第10条 (第1項から第2項 略)

- 3 第2条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。
- 4 有料公園又は有料公園施設（以下「有料公園等」という。）を利用しようとする者は、別表第4又は別表第5の右欄に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第19条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園等の利用（以下「都市公園の使用」という。）の許可をした日の属する月の翌月の末日までに（同項第5号に掲げる行為については許可の際に、有料公園等の利用については当該利用の申請の際に）徴収する。ただし、有料公園等の利用の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 利用者が官公署、学校、アマチュアスポーツ団体その他市長が特に認めるものである場合
- (2) 電子情報処理組織等を利用して行う方法で規則で定めるものにより有料公園等を利用する場合

(使用料の不還付)

第20条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 都市公園を使用する者が不可抗力により使用ができなかったとき。
- (2) 市の都合により都市公園の使用の許可を取り消したとき。
- (3) その他特に市長が相当な理由があると認めたとき。

別表第3の(第10条関係)

(1) 略

(2) 熊本城公園における許可を要する行為に係る使用料

行為の種類		単位	金額
熊本城公園内の次の区域における第2条第1項第3号又は第4号に掲げる行為	天守閣前広場	1回につき	1,000,000円
	平左衛門丸		500,000円
	天守閣内		300,000円
	特別見学通路		200,000円
	二の丸芝生広場	1日につき	2,000,000円

備考

許可を受けた行為に係る準備又は撤収のためにのみ各区域を使用する場合の使用料の額は、当該区域に係る使用料の額の5割に相当する額とする。